枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内における農業用遊休資産及び農業経営技術（以下「農業用遊休資産等」という。）の有効活用を通して農業振興を図るため、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業（以下「農業機械等マッチング事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　農業用遊休資産　現に使用していない又は今後使用しなくなると見込まれる農業用機械、農業用資材、農業用施設、農業用倉庫、農業用設備、畜舎等で引き続き利用可能なもの（農業用施設、農業用倉庫、農業用設備、畜舎等が立地している土地を含む。）であって、市内に存するものをいう。

⑵　所有者　農業用遊休資産に係る所有権その他の権利により、農業用遊休資産の売買、賃貸借、使用貸借及び譲渡（以下「取引等」という。）を行うことができる者をいう。

⑶　農業経営技術　第三者へ指導又は継承することができる農業経営又は農業に関する技術能力をいう。

⑷　利用希望者　市内で農業を営むことを目的に、農業機械等マッチング事業に登録された農業用遊休資産等の利活用を希望する者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、農業機械等マッチング事業以外による農業用遊

休資産等の取引等を妨げるものではない。

2　農業機械等マッチング事業は、情報提供及び連絡調整のみとし、農業用遊休資産等の取引等の交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。

3　交渉等に関する一切の問題等については、当事者間で解決するものとする。

（登録）

第４条　登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録申込書（様式第１号。以下「登録申込書」という。）に、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録カード（様式第２号）及び同意書兼誓約書（登録者用）（様式第３号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、速やかに申請内容と現地を確認し、適当であると認めた農業用遊休資産等は、農業機械等マッチング事業に登録するものとする。

3　市長は、前項の規定による登録を完了したときは、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録完了通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

4　市長は、農業機械等マッチング事業に登録された農業用遊休資産等の希望する取引等、金額、構造・型式、図面、面積、築年数及び写真等の情報（以下「農業用遊休資産等の情報」という。）を、就農開始後１年未満又は就農を予定する者に提供するものとする。

5　前項の規定による情報の提供から１月以内に第８条に規定する申込みがない場合は、農業用遊休資産等の情報を市のホームページその他の方法により公表するものとする。

6　農業機械等マッチング事業の登録期間は、登録の日から２年を経過した日の属する年度の末日までとする。

7　農業機械等マッチング事業に登録された農業用遊休資産等の所有者（以下「登録者」という。）は、前項の登録期間中は農業用遊休資産等の維持管理に努めるものとする。

8　農業機械等マッチング事業の登録の更新手続きは、第１項から第３項までの規定を準用する。

（不登録）

第５条　市長は、前条第２項の規定により、適当でないと認めたときは、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業不登録通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第６条　登録者は、登録内容に変更が生じたときは、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録変更届出書（様式第６号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第７条　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すとともに、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録取消通知書（様式第７号）により登録者に通知するものとする。

⑴　農業機械等マッチング事業の登録期間が満了したとき。

⑵　登録者から枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業登録取消申出書（様式第８号）による申出があったとき。

⑶　登録者が枕崎市暴力団排除条例（平成24年枕崎市条例第18号）

第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員であると認められたとき。

⑷　登録申込書に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

⑸　登録者が死亡したことが判明したとき。

⑹　登録された農業用遊休資産等の交渉が成立したとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が農業用遊休資産等の登録が適当でないと認めたとき。

（利用申込み等）

第８条　利用希望者は、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業利用申込書（様式第９号。以下「利用申込書」という。）及び同意書兼誓約書（利用希望者用）（様式第10号）、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申込みがあったときは、登録者に利用申込書の写しを添えて、通知するものとする。

３　登録者は、利用希望があった連絡を受けた後、遅滞なく利用希望者との交渉を行うものとする。

４　登録者は、交渉が終了したときは、その結果について、枕崎市農業用遊休資産等情報バンク（農業機械等マッチング）事業交渉結果報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第９条　登録者及び利用希望者は、農業機械等マッチング事業の利用により知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成又は利用してはならない。登録が取り消された後においても、同様とする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。